

別表

二十六年十月分以後、その年金額を、同号の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、同法第一条に規定する共済協会又は同法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に要すべき月数については、同法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとする。）により算定した額

年金額の改定のための仮定俸給表

特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給	特別措置法別表の仮定俸給	仮定俸給
三、八五〇円	四、六〇〇円	九、三〇〇円	一一、〇〇〇円
四、一五〇	四、九〇〇	九、九〇〇	一一、八〇〇
四、四五〇	五、二〇〇	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
四、七五〇	五、五〇〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇
五、〇五〇	五、九〇〇	一一、七〇〇	一四、五〇〇
五、三五〇	六、三〇〇	一二、五〇〇	一五、五〇〇
五、七〇〇	六、七〇〇	一三、三〇〇	一六、六〇〇
六、一〇〇	七、一〇〇	一四、二〇〇	一七、八〇〇
六、五〇〇	七、五五〇	一五、二〇〇	一九、〇〇〇
六、九〇〇	八、〇五〇	一六、二〇〇	二〇、四〇〇
七、三〇〇	八、六〇〇	一七、二〇〇	二二、〇〇〇
七、五〇〇	八、九〇〇	一八、三〇〇	二三、六〇〇
八、一〇〇	九、六〇〇	二〇、一〇〇	二六、二〇〇
八、七〇〇	一〇、三〇〇	二二、五〇〇	二八、二〇〇

に改定する。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「前条の規定」を「前条又は旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第 号）の規定」に改める。

備考

本則第一項の規定による年金額の改定の基準となる特別措置法別表の仮定俸給が三、八五〇円未満のときは、その仮定俸給の一・一九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とし、その特別措置法別表の仮定俸給が二五、〇〇〇円をこえるときは、その仮定俸給の一・三四倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）をこの表の仮定俸給とする。

（参照）

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得に対する同法第十七条又は第十八条を、又は配当所得に対する同法第十七条、第十八条又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九条第一項」に改め、同条第二項中「利息の配当」を「利益若しくは利息の配当、剰余金の分配」に改める。

第五条第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削り、同条第二項中「又は退職所得」を削る。

第五条の二第一項及び第五条の三第一項中「又は退職所得」及び「又は第六号」を削る。

第五条の四第二項中「退職所得については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額」を「（昭和二十五年の同項に規定する期間中に支払を受ける退職所得

二二、九〇〇 三〇、三〇〇 二五、〇〇〇 三三、六〇〇

については当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額、昭和二十六年中に支払を受ける退職所得については当該金額からその十分の三に相当する金額を控除した金額）に改め、同条第三項中「これを準用する。」を「これを準用する。この場合において、同項中「給与所得」とあるのは「給与所得又は退職所得」と読み替えるものとする。」に改める。

第五条の五第一項中「所得税法第二十六条の四第一項の規定による青色申告書」を「青色申告書（所得税法第二十六条の三第一項に規定する青色申告書をいう。以下第五条の七において同じ。）」に改め、「本条中」を削り、同条第二項から第四項までを次のように改める。

前項の規定は、所得税法第二十一条、第二十二條、第二十六條、第二十六條の二又は第二十九條の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。

第五条の六を第五条の九とし、第五条の七を第五条の十とし、第五条

の八を第五条の十一とし、第五条の五の次の三条を加える。

第五条の六 青色申告書（法人税法第二十五条第一項に規定する青色申告書をいう。以下本条及び第五条の八において同じ。）を提出する法人が、昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度開始の日以後、機械等その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は機械等を製作して、これを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供された日以後三年以内の日を含む各事業年度について同法及び同法に基く命令の規定により計算される当該機械等の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基く命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。）においてなした当該機械等の償却額が同項の規定により計算した償却範囲額（本項の償却不足額があるときは、当該償却不足額を加算しない前の金額）に達しない場合のその差額の合計額のうちその償却

不足を生じた事業年度後当該事業年度直前の事業年度までの所得の計算上総益金から控除されなかつた金額とする。

第一項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書の添付がない場合には、これを適用しない。

第五條の七 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第百十條の三に規定するたな卸をなすべき資産（以下本条中たな卸資産という。）の価格の低落に因る損失に備えるため、その年十二月三十一日において当該個人の有価証

計算上、これを必要な経費に算入する。

前項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌年の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

第一項の規定は、所得税法第二十六條又は第二十六條の二の規定による申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額を必要な経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書に価格差動準備金勘定の記載がある貸借対照表及びその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五案の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散又は合併に因り消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度を除く。)において、法人税法第九条の七に規定するたな卸をなすべき資産(有価証券を除く。以上本条中たな卸資産という。)又は証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券(国債証券を除く。以下本条中有価証券という。)の価格の下落に因る損失に備えるため、当該事業年度終了の日において当該法人のたな卸資産に附した帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額に、同日において当該法人の有価証券に附した帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額(証券取引所によつて場されているものについては、証

券取引法第百二十二条第二項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額)の百分の九十五(株式については、百分の九十)に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額を加算した金額(以下本条中繰入限度額という。)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は当該繰入をなした事業年度の法人税法による所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定により法人税法による所得の計算上損金に算入されたた価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法による所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定は、法人税法第十八条から第二十一条までの申告書に、価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書にその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第九条に次の一項を加える。

森林法により森林の立木の伐採制限を受けた者に対して農林漁業資金融通法第二条第二号の二の規定により資金の貸付をなす場合における抵当権の取得の登記については、命令の定めるところにより当該資金の貸付に係る旨を証明されたものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法にかかわらず債権金額の千分の一とする。

第十四条第一項中「収用されたを」に改収用され補償金を取得する」に改

め、「土地等の取用に因り交付を受けるべき」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、基準日において個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき特別都市計画法若しくは都市計画法により土地区画整理が施行された場合又は土地改良法により土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換に因り清算金を取得するときにについて、これを準用

する。この場合において、同項中「当該補償金の額(当該取用を受けた資産が所得税法第十条の六に規定する資産である場合には、資産再評価法第四十二条第四項本文に規定する減価の価額を加算した金額)」とあるのは「当該清算金の額」と読み替えるものとする。

次に次の二項を加える。

前二項の規定は、基準日において法人の有する土地又は土地の上に存する権利について前条第二項に規定する事由に因り清算金を取得する場合について、これを準用する。この場合において、第一項中「収用の日」とあるのは「換地処分又は交換があつた日」と、第二項第一号中「当該土地等の収用に因り交付を受けるべき補償金の額」とあるのは、当該換地処分又は交換に因り取得する清算金の額」と読み替えるものとする。

第一項及び前項の場合において、取用、換地処分又は交換に因り補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときは、命令の定めるところにより、当該取用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金

の額又は清算金の額に対応する部分については、のみ取用、換地処分又は交換があつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

同条の次に次の二条を加える。

第十六条 個人の有する土地又は土地の上に存する権利につき土地収用法等により土地等の取用があつた場合又は特別都市計画法若しくは都市計画法により土地地区画整理が施行され、若しくは土地改良法により土地改良事業が施行されたことに因り当該土地若しくは土地の上に存する権利について換地処分若しくは交換があつた場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に換えて土地又は土地の

に存する権利を取得するとき（補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得するときを含む。）は、所得税法第九條第一項又は資産再評価法第九條第一項の規定の適用については、第十四條第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除き、当該土地又は土地の上に存する権利については、譲渡がなかつたものとみなす。

前項の規定の適用を受けた土地又は土地の上に存する権利に係る取用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利につき当該取用、換地処分又は交換の時後譲渡、相続、遺贈又は贈与があつた場合において当該譲渡、相続、遺贈又は贈与に因り所得税法第九條第一項の規定により再評価を行うときは、当該取用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該取用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利、その取得価額及び取得の時期とみなす。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下「法」という。）第五條の四第二項の規定は、この法律施行後支払を受ける退職所得につき適用する。

3 法第五條の六の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用する。

4 法第五條の七の規定は、昭和二十七年分の所得税から適用する。但し、昭和二十七年分の所得の計算につき同条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替へるものとする。

5 法第五條の八の規定は、法人の法人税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第 号）により改正された法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十七條第一項第一号の規定の適用を受ける事業年度分の法人税から適用する。但し、同号の規定がその日以後終了する事業年度分の法人税から適用されることとされたその日以後六月の期間内に終了する事業年度につき法第五條の八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十八・五」と読み替へ、その日以後六月を経過した日以後六月の期間内に終了する事業年度につき同項の規定を適用する場合においては、同項中「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十七・五」と読み替へるものとする。

6 法第十四條第二項及び第三項、第十五條第三項及び第四項並びに第十六條の規定は昭和二十六年一月一日以後取用、換地処分又は交換があつた場合、法第十七條の規定は同日以後遺贈又は贈与があつた場合について適用する。

7 法人が昭和二十六年一月一日からこの法律施行前に終了した事業年度の終了の日までの間に於いて特別都市計画法、都市計画法又は土地改良法の規定により換地処分又は交換があつた土地又は土地の上に存する権利について法第十五條第三項の規定により再評価を行つた場合においては、当該法人が資産再評価法第四十五條の二第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、法第十五條第三項において準用する同条第二項第四号の規定にかかわらず、この法律施行の日から二月以内とする。

8 当分の間、法第十四條第二項及び第十六條第一項中「土地改良法により土地改良事業」とあるのは「土地改良法により土地改良事業が施行され、若しくは土地改良法施行法第二條第一項の規定に基づきなお効力を有する旧耕地整理法により耕地整理」と、前項中「土地改良法」とあるのは「土地改良法若しくは土地改良法施行法第二條第一項の規定に基づきなお効力を有する旧耕地整理法」と読み替へるものとする。

9 法人税法の一部を次のように改正する。

第十九條第二項中「その被合併法人の確定法人税額に六（当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされたときは、当該期間のうちその合併後の期間の月数）を乗じて被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額」と左に掲げる金額に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 当該合併法人の前事業年度中に合併がなされた場合において、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその合併の日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額に乘じて当該確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされた場合において、当該期間のうちその合併後の期間の月数を被合併法人の確定法人税額に乘じて当該確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

また、昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改訂に関する法律案外一法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国家公務員の給与につきまして、昭和二十六年十月分からの給与水準を改訂することとしたのであります。が、これに伴ひまして、本年九月以前に退職した共済組合の年金受給者に対する年金の額を、これを新給与水準を基準とするよう引上げる必要がありま

次、この法律案の内容の概略を申し上げます。まず年金額の改定であります。昭和二十六年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を、国家公務員の給与水準に引直して計算することとした。また、国家公務員共済組合法施行以前の公務員に基因する年金についても、同様に増額することとしたのであります。

次に、この年金額の引上げによつて増加する費用は、国、地方公共団体、または公社がそれぞれ負担することにしたのであります。

次に旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案の提案の理由を、御説明申し上げます。

国家公務員等の給与につきまして、昭和二十六年十月分からの給与水準を改訂することとしたのであります。が、これに伴ひまして、恩給法及び国家公務員共済組合法による年金額も、この水準まで増額することとし、別途法律案の御審議を願つてゐるのであります。が、陸海軍関係共済組合、外

地関係共済組合等の旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額も、同様に引上げることとし、この法律案を提出した次第であります。

すなわち、旧令による共済組合等からの年金受給者に対する年金額は、昭和二十六年十月分以降は、従前の年金額の算定の基準となつた俸給を、国家公務員の新給与の水準に引直して計算することとした、なおこれに要する費用は、国庫より交付することとしたのであります。

以上がこの二法律案を提案した理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望してやまない次第であります。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、御参考までにその趣旨を御説明いたします。

政府は、さきに所得税法の臨時特例に関する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案を提案し、御審議を願つてゐる次第であります。さらに、最近における経済情勢の急激な変動にかんがみ、企業の有するたなおし資産または有価証券について、新たに価格変動準備金制度を創設して、これらの資産の価格の低落による損失に備へることとするほか、土地区画整理等があつた場合における課税の特例を設ける等の必要を認め、ここに本法律案を提出することにいたしましたのであります。

次に大要を申し上げます。まず価格変動準備金に関する制度についてであります。この制度は、青色申告書を提出する法人または個人に対して認めらるものであります。その有するたなおし資産及び有価証券について、帳簿価格に比して期末時価の九割相当額が低い場合に、その差額に相当する金額以下の金額を、価格変動準備金勘定に繰入れたときには、その繰入額を税法上の損金または必要経費とするものとす、認めることとしたのであります。これによつてこれらの資産の価格の変動があつた場合に、それによつて企業の受ける急激な影響を、緩和することができると考へるものであります。しかして、その時価に対する低減割合は、租税収入に及ぼす影響等を考慮して、二年後に九割となるように、漸次低減することとしているのであります。

次に、日本経済の再建に資する特定の機械設備または船舶につきましては、現在その取得後三年間、法定償却額の五割増しの償却をすることができるといふ増しをしてゐるのであります。が、法人の場合におきましては、取得後三年間の償却不足額は、その三年の経過後でなければ償却できないこととなつております。を、今回その三年を経過する前におきましても繰越し償却し得ることとして、その合理化をはかつてゐるのであります。

次に、土地収用法等により、土地等の収用があつた場合の租税負担の軽減につきましては、さきに提案いたしました租税特別措置法の一部を改正する法律案において、御審議を願つたのであります。が、今回さらに土地区画整理または土地改良事業による換地処分、または交換があつた場合におきましても、軽減をはかることとしてゐるのであります。すなわち換地処分または交換により清算金を取得した場合には、その清算金の額を再評価額として再評価額を課税し、所得税及び法人税は課税しないこととしてゐるのであります。また換地として土地等のみの交付を受け、金銭の交付がない場合には、そのときにおいては再評価を行わず、譲渡所得に対する所得税も課税せず、課税を延期することとしてゐるのであります。

次に、国及び地方公共団体に対して、贈与または遺贈があつた場合におきましては、その性質にかんがみ、再評価税及び譲渡所得に対する所得税を、課税しないこととしたのであります。さらに、さきに制定されました森林法により、立木の伐採制限を受けた者に對して、農林漁業資金融通法により、伐採調整資金の貸付が行われる場合の抵当権の取得の登記につきましては、その実情にかんがみ、その登録税の額を現行の債権金額の千分の六・五から、千分の一に軽減することとしたのであります。

最後に、さきに御審議を願ひました所得税の臨時特例に関する法律案に關連して、外国人が対外支払い手段の提供により取得した株式の配当所得に對し、一般の源泉徴収税率は二〇%となつておりますのを一〇%に軽減して、急激な負担の増加を避けることとする等の措置を講じてゐるのであります。以上御説明申し上げます。

○奥村委員長代理 次は食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、糸備安定特別会計法案、学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に關する法律案、及び旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部を有効化等に關する法律案の六法律案を、一括議題といたしまして質疑を行います。

○内藤(友)委員 たいま政務次官が提案の理由説明をなさいました法律案のうち、二つの法律案はまだ私どもに配付になつておらぬのです。法律案を配付なされずに提案理由を説明せられ、審議のしようがないのであります。したが、これはこのごろさういふことになつたのでございませうか。

○西川政府委員 その点はよく調べましてさつそく配付いたさせます。

○内藤(友)委員 大蔵省の日本専売公社の監理官がお見えになつておりますから、一、二お尋ねを申し上げたいと思つたのであります。それは日本専売公社法の第四十三條に關することであり、四十三條に「郵便局又は市中銀行」という言葉が書いてあるのをごいいます。市中銀行という言葉は日本の法律の中にどこにもありません。この専売公社法の中にしかない文字なのであります。まことに抽象的でありまして、何を意図してお書きになつた言葉かわからないのであります。それはそれといたしまして、実は葉タバコの収納代金は、農業協同組合が全体の九三%まで取扱つておる現状であります。しかしこの四十三條の法律では、予納金は農業協同組合に渡すことはできないといふことになつております。そのために、一般銀行をトンネルとして使つて、非常に無理なことをやつておるのであります。そこでこの四十三條の規定で、郵便局または市中銀行ということになつておるのを、さらに農業協同組合もしくはその連合会もつけ加えて、おやりいただくような法律の改正は願へないものだらうか。私は実は法律の中には「郵便局又は市中銀行」ということを書きなさらずに、さういふことはこまかいことでありまして、政令で定める金融機関に扱はしめるというふうなことで、専売公社としてこれは大丈夫だと思はれる金融機関を、そのときそのときに応じておきめになる方が、いいのではないかと思つたのであります。それに、つきましては監理官のお心持をひとつお漏らし願ひたいと思ひます。

○久米政府委員 たいま御指摘になりました点は、日本専売公社法第四十三條の十八の業務にかかる現金の取扱に關する条文中にと存じます。御指摘の通り「公社は、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならぬ。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において、郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。」という現行条文になつております。市中銀行という言葉の意味を明確にするといふ意味におきまして、法律改正をするといふことにつきましては、今御指摘のような意味も含めまして検討中でございします。

○久米政府委員 たいま御指摘になりました点は、日本専売公社法第四十三條の十八の業務にかかる現金の取扱に關する条文中にと存じます。御指摘の通り「公社は、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならぬ。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において、郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。」という現行条文になつております。市中銀行という言葉の意味を明確にするといふ意味におきまして、法律改正をするといふことにつきましては、今御指摘のような意味も含めまして検討中でございします。

○内藤(友)委員 そうしますと、今御検討いただいておりますことは、現実に取扱っております農業協同組合も、お加えいただくという意味も含まれておるのであります。それをひとつはつきり伺いたいと思います。

○久米政府委員 農業協同組合を含めるという意味におきまして、研究いたしております。

○内藤(友)委員 これは別なことであります。実は私どもの方へ、タバコの小売業者から、タバコの売上げの利益率をもう少し上げてくれという陳情が参つておるのであります。いろいろ実情を聞いてみますともつともないのであります。貯蔵だとか陳列に今日非常に金がかかります。また主食の代金の値上りあるいは電気、ガス、その他交通料金も上りましたため、営業費というものは以前に比べて非常に増え、来ておることは事実であります。従つてその利益率を何がかし上げなければならぬことになつて来ておるようでありまして、しかしこれをあまり上げますと、また専売益金の方も非常に響いて来ますので、おのずからそこには一定の限度があるかと思つておりますが、専売公社ではこういう問題につきまして、どうお考えなされておられるのであります。もし内内でもおきめでありますならば、ひとつお聞かせいただきたいと思うのであります。

○久米政府委員 タバコ小売人の手数料の問題につきましては、専売品たる製造タバコが順調に売れて行くように、適正な手数料というものを定めて参らなければならぬのでございますが、現在小売人の手数料はビースが

七・五%、光が八%、それからその他の新生、ベツト等は六%、そういうふうな率に相なつております。本年度におきましては、タバコの売上げは順調に推移して参つておるのであります。が、今後の順調な売れ行きがそのまゝ推移いたして参りますならば、十二月一日からこの手数料を若干引上げます。これは全国各小売店の要望でもあります。また当国会におきまして、各委員からいろいろ御熱心な御要望がござります。そこら辺のところも十分考えました結果、十二月一日よりビースにつきましては現在の七・五%を八%に、光は八%でありますからすえ置きでござります。その他の現在六%の分は七%に、そういうふうな改正を予定いたしております。このことはなお別の席かと思ひますが、大蔵大臣の答弁及び主計局長の答弁においても若干触れております。

○内藤(友)委員 そこで十二月一日からお上げなされるのであります。このお上げなされるので、全体といたしましてどれだけの金額になりますか。

○久米政府委員 はつきりとした数字は覚えておりませんけれども、三億六千五百万円くらいであつたかと思ひます。

○奥村委員代理 私ちよつと政府委員にお尋ねしますが、約十億近くの引上げになるんじゃないですか。というのは平均一分引上げれば、売上げ千数百億なんだから、少くとも十億以上の引上げになるんじゃないですか。三億六千五百万円は非常に過小な見込みじゃないですか。

○久米政府委員 ただいま記憶は若干はつきりしない点がござります。の

で、後刻資料として提出いたします。

○内藤(友)委員 もう一つ簡単なことではあります。タバコの売れ行きにつきましては、公社はいろ／＼御心配になつておられまして、いつも予定の計画を遂行されておられますことにつきまして、まことにありがたいことである。そこで私も村へ参りましていつも感ずるのであります。村の農業協同組合にこういう小売をやらしたならばどうだろうかというので、出先の公社の皆さんにいろいろ頼むことがあつたのであります。ところが何だか知りませんけれども、一昨年の六月の二十一日であります。専売公社は通牒をもちまして、農業協同組合には小売まかりならぬ、こういうふうなことをおつしやつておられるというのを聞いておるのであります。それは事実であるか。もし事実であるならば、どういう理由で農業協同組合は小売まかりならぬのであるか。私は農業協同組合というものの性質は、組合員のお互いの物を売つたり共同購入したりするものだから、それはあるいはタバコの小売というものは、組合の本質から見ても、かつが少し合ふぬということがあるかも知れませんけれども、それはやはり方によりましては、農業協同組合に働いておられます責任者の個人の名前でも持つておられます。いづれにしても、村の組合というものは村の人が集まることで、そこで物を買い、また米も持つて来るというところなのであります。それから、たやすいところでタバコを売るといふようなことになつております。農業の諸君に便利でもあるし、非常にいいのではないかと思つておられます。もし農協というものの

本質論から、それはいけないというところであるならば、少し考え方をかえればできないこともないと思つておられます。そういう点につきましては、公社は通牒まで出してまかりならぬとおつしやるのは、どうかと思つておられます。が、そういう通牒が出ておるのであるのか。それはこういうわけなんだという。ことをお知りでありましたら、ひとつお聞かせいただきたいと思つておられます。そして今日は多少支障があるかも知れませんけれども、将来は農業協同組合にやらせようというお心持があるかどうか。それもあわせて伺いたしたいと思います。

○久米政府委員 タバコ小売人につきましては、タバコ専売法の定めるところに従ひまして、小売人の免許の申請がござりますれば、必要な要件を備えておられるかどうかというのを判断いたしまして、措置いたしておるわけでございます。ただいまの特に御指摘になりました通牒につきましては、午前中私その通牒を確認いたした上でお答えしたいと思ひます。

○川野委員 先ほど内藤委員の質問に對しまして、タバコ小売人の販売、利益率の問題について近く引上げを行う、こういう御答弁でまことにけっこうであると思ひます。ところがしやうのうは台湾を失いました現在のわが国におきましては、南九州の一部でしやうのうをつくつておるという現状でござります。しやうのうの政府買入価格を引上げてもらいたい、こういう陳情が実は前からあるわけでございます。この点についてはどういふお考えを持つておられるか、お伺いしてみたいと思ひます。

○久米政府委員 しやうのうの価格の点につきましては、いろいろ従来から御要望がござりまして、専売公社としての御趣旨に沿ひまして、十分適當な結論を今後も見出して行きたいと思つております。なお本年の夏に若干引上げをいたしたように記憶しておりますが、その引上げでなお十分であるというふうな事情であります。その実情をよく調べまして適當な措置をとらなければならぬ、かように考えております。

○川野委員 今年の夏にわずかな価格の引上げがあつたわけではあります。が、あのくらのことでは採算がとれない、こういう業者の立場で、特に關係地域から先般も数人はる／＼東京に参りまして、専売公社に陳情申し上げた、こういう事情でござります。ペー

スも引上げの今日でござります。また山代金等も相当上つております。これは、御承知の通りでありますので、早目に引上げの決定をしていただきたい、こういうふうな希望申し上げておきます。

○岡(良)委員 私は、学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律案に關連いたしまして、文部当局の意向を徴したいと思つております。この法律案は児童給食に重大な關係をもつてゐるものであります。そこで先般来児童給食の存続については全国的に、父兄といわず、学校といわず、その存続についてはいろいろの輿論が巻き起つて、文部大臣もその現実に相當な努力をせられ、ようやく納得の行く解決を見たわけではあります。この児童給食

の問題にからみまして、新聞紙の伝えるところによりまして、文部省の一部幹部の中に汚職事件があつた。この学童給食は、言うまでもなく学童の共同親和の精神を養ひ、また主婦の負担を軽減し、あるいは子供の栄養を高め、また合理的な栄養摂取というふうないろいろな意味において、きわめて教育的な効果の多い施策であります。従いましてかかる問題について、文部省当局において忌まわしい汚職事件が起つたといふことは、単なる刑法上の事犯にとどまらない。もしこの新聞記事を見た子供が、お父さんに向つてこの問題を聞きだされたときには、その父兄は当惑せざるを得ない。これは実に教育上、道義上の大きな責任問題であると思うのでありますが、まず管理局長よりその真相について、忌憚のないところを伺いたいと思います。

○久保田政府委員 御指摘の点につきましては、昨日もこの席で深く私としては陳謝の意を表しているわけでありす。また正直なところ私も、どの点にどういふ関係があるのかというふうなことを、確認したところまで行つておりません。そんなような状態でござりますので、目下のところはただ世間さまに、そういう意味でのお話をせをいたしたといふことについて、深く心からおわびしたい。また教育全般について、学童の心にそうした悪影響を与えているといふことについても、同様のおおびを申し上げる次第でございます。いましばらく事件の明らかになりましますのを待ち、その上で措置を考えたといふふう存じておる次第でございます。

○岡(良)委員 事犯の具体的な内容については、まだ十分おわかりにならないというお話であります。きわめて遺憾であります。本日の読売新聞によれば、文部大臣のいわゆる国民実践要領の草案というものが出ておりますが、その第一章にも、個人の項において、「いかなる場合でも不正不義を避けるべきである」と明らかにうたつておる。これは一文部大臣だけではなく、おそらく文部省首脳部の諸君が協議決定せられた、国民の實踐要領であらうと思ひますが、こういうふうな美しい言葉を高く掲げながら、そのひざ元において、しかも教育上ゆゆしい影響を学童に及ぼすようなそういう汚職事件がありながら、いまだにその内容についてわれ／＼にそれを公表する段階に至つていないといふことは、私は文部省の非常な怠慢であると遺憾に思ひざるを得ないのであつて、この問題は、繰返し申し上げますが、単に刑法上の事犯ではなく、道義上、教育上の重大な問題として、勇断をもつて文部省も迅速にこれが処置については、納得の行く解決を与えられんことを切望いたします。

○高田(富)委員 ただいま御質問がありました学童給食にからむ汚職事件、取賄等の疑いをかけられた件でありますが、この問題は、ただいまもお話がありましたが非常に重大な問題でありまして、いやしくも教育上並びに児童の保健の必要上、国庫から莫大な金を出しまして給食を継続しようといふやさきに、たゞ／＼こういう大きな問題が起りましたので、これにつきまして責任ある当局としては、当然事の真相を本委員会を通じて、全国民の前に

詳細にわたつて明らかにしていただく必要があると思ふのです。まず第一にこの点についてお伺ひしたいことは、先般新聞紙上で伝えられましたところによりまして、給食用の大豆の加工を特定の業者に委託された。大体特定の業者に委託したといふこと自体、この種のものの扱い方に対する通則が規則か何かあると思ひますが、これに対する違反であるといふことが第一点。またこのときには、特に公取委員会から、独禁法違反であるといふような警告があつたといふことが出ております。従つて、このような特定の業者に委託するやり方については、いろいろ問題がありますが、これについての見解はどうか。この点をお伺ひしておきたい。

○久保田政府委員 御指摘のように、道徳的観点において大いにこれと考えなければならぬといふことは、私も十分承をいたしました。ただ特定業者の選定の問題でございますが、私も普通一般の場合、たとえば運送といつたような種類の単純な仕事の場合には、できるだけその仕事の関係を明白にします意味合いで、競争入札と申しますか公入札と申しますか、そういう手当をいたしております。今度の大豆に關連しての場合には、これを一番簡単に扱います方法で申せば、地方に全部分散させて、一切の責任を地方で負つてもらふようなやり方も一つの方法であると思ひます。もう一つは、できるだけ私どもの関係において全責任を負つて行く形をとる。この両方の極端な場合を考えたわけでありす。元來一般の問題の考え方として、この給食のような種類の仕事はできるだけ地方

に分散して、その責任をばら／＼にするといふやり方はとらない方がよろしいと、日ごろから考えておりました。今度の問題についても、できるだけ分散するといふ方法を避けたいといふ考え方は、基本的に持つておつた考え方でありす。ことにこの大豆を放出してもらうといふ関係につきまして、関係筋との話し合いの点において、多少私の誤りの部分があつたかも知れませんが、少くともそういう決定をいたしました当時の認識としては、どういふ形において関係筋の推挙に合して行くか、しかもそこに間違いを起さないように持つて行くかといふ観点から、判断したやり方であつたのであります。

○高田(富)委員 当時の新聞紙上伝えるところによりまして、この問題につきまして、安本の方ではしようゆゑ、みそ製造業者のリストをつくりまして、文部省に於いて、この中から競争入札で指定した方がよいといふことを連絡してある。ところが文部省の方では、そういう方法をとらずに、今度問題になりました富士鹽油会社へ指定をしてしまつたので、これを安本の方ではふしぎに思つた。それで文部省の方では久保田管理局長が、これは自分が扱うので、何も変なことはないんだといふようなことを言つたといふことから、相当ここに疑惑が持たれておるというふうなことが伝えられております。これにつきましては、從來この種のもの配給の例につきましても、あるいは小麦粉等の配給については、通牒が各府県の教育長あてに出ておるし、この扱い方には一定のきちんとし

たあれがあると思ふのでありまして、こういうふうな特定のものを選んで、入札制によらないでやつてしまふといふことになれば、コストが相当高くなつてしまふことは常識的にわかる。なぜ安本の方から出したリストの中から競争入札の方法をとらずに、特定の業者に一括してやつてしまつたか。その間の事情があれば、詳細に御説明願ひないことには了解がつかないのであります。その間の事情がありましたら、述べていただきたいと思ひます。

○久保田政府委員 ただいま御指摘の点は、先般文部委員会でも同じことがございました。そのときにもお答えいたしましたのでありますが、まづた々重複する形になると思ひますが、安本から私にそういう直接のお話があつたといふ記憶は、毛頭持つておりませんし、また係の方からそういう連絡を受けたことも、私の記憶にはございません。それからなぜ公入札になつたといふ点を、できるだけ具体的に話せといふお話ですが、第一の点は、その当時の私の確認におきましては、関係筋の推挙といふ点が第一にあります。第二の点は、その当時の業界の持つておりますストックの関係、第三の点には、当時の業界にこれを委託する場合に、どういふ形がそこに現われるであろうかといふことについての、私の判定の問題でございます。それから第四には、この場合価格がどういふ形になるかといふことについては、私もただ負つてもらへる関係筋に十分連絡をつけて、そこに明白な線を出そう、こういう構えからその点を決定いたしましたのでございます。

○高田(富)委員 このときに大豆の総量は四千四百トン、その四千四百トンが太平洋商事の所在地に送られたときは、四千八百トン、五割減になつておつた。さらにその後のロス等が見込まれて、四千八百トンの七七%分に減つて、最後には三千百トン、それで残余の二千二百トンをトシ当り三千二百百円で、今問題になつておる土屋氏に払い下げた。ところがこれは時価四千円といわれておるものであつて、三千二百円という非常に安い価格で、土屋氏のところへ払い下げたといふこともいわれておりますが、この点はどうですか。

○久保田政府委員 ただいまの御指摘の点も、それとまったく同一の御質問が、文部委員会において共産党の方からあつたのでござりますが、それはまったく何かの誤認ではありますまいか。大豆が神戸からそれらの油会社に運ばれた場合の計数は、全然そういう事実はないはずでございまして、それから三千円、四千円の関係も、大豆の問題としてそういうことは全然ございせん。

○高田(富)委員 それではこまかい点は別として、この業者に一括依頼したという点のために、その業者にはそれだけの設備がなく、たゞさんのところへ下請させて、そしてその間にたゞさんのマージンがとられ、さらにそのうちの一括して中央へやつたために、各種の製品が非常に交錯して、全国的に輸送するという点からいたしまして、コストが非常に莫大なものになつてしまつた。もしこの場合大豆を通常の方法によつて末端へ配給いたしましたして、各府県でその嗜好に合

うように、合理的にその地方で加工させるという方法をとれば、はるかに安く、かつ嗜好に合うものを配給することができたのではないかと、常識的に考えられるのですが、それにもかかわらず特定の業者に委託したといふことは、どうも納得が行かない。この点について、疑念を持たれ、あるいは取捨とか何とかいふことがいわれて、すでに検査当局の問題にもなつております。ですからこの際あなたに、特に直接関係のある責任者として、この問題について自分の手落ちと思つて、こゝろはどこで、どうして、今後そういうことのないようにする。それからその他の疑念を持たれておる点について、全然その疑念が間違つておるなら、間違つておるという点について、結論的な当局の責任ある言明を、要望したいと思ひます。

○久保田政府委員 御指摘の私が最も誤りであつたらうかと思ふ点を述べろという部分について、お答えいたしますが、それは業者の選定そのことについて、私が誤つたというよりも、むしろ司令部との推挙関係について、あるいは誤認があつたのではあるまいかという部分を、私は今深く反省いたしております。しかしこの点は、私が最もその点で対象にしなければならぬ特定の人が現在おられますので、その点の確認ができないことを、私はまことに残念に思つておりますが、その点は関係筋の推挙のいかんの確認に帰すると思つております。

それから輸送費やなんかの関係について、計算的にどうかというお話がございましたが、これは油にしますことがまず基本線でありまして、油にしま

すためには最も簡単な状態にあるものを運ぶのが、運賃として一番安く計算できる。これを複雑な加工をした後に、おいて、あちらこちらに送る関係のために出て来る差額といつたようなことは、一応計算してみたのでございませう。

第三のこれらの結果が一応出るならば、また現在これがそういう意味において、エラーであつたということに確定しましたときの私の責任というお話であります。この部分はもう少し関係をはつきりさせた上で、私としてももちろん考えることは考えなければならぬと思つております。むしろこの事件自体の問題でなくて、今後学校給食が正常な形で成長いたしますために、どういふ手段を考えたいか、また現在この仕事が進捗中でありまして、で、いかにそこに効果的な結果を出させるかという点に、私は今専心苦心いたしております。

○久保田政府委員 是に御質疑はありますせんか。

○西村(直)委員 議事進行に關しまして動議を提出いたします。ただいま議題となつております六法律案のうち、日外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案、並びに食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案を除いた四法律案につきまして、すでに質疑も尽きたと思ひますので、この際右四法律案につきまして、質疑を打ち切られんことの動議を提出いたします。

○奥村委員長代理 ただいまの西村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○奥村委員長代理 御異議ないようでありますから、さう決定いたします。

それではまず日本専売公社法の一部を改正する法律案、及び学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に関する法律案の両案を、一括議題として討論に入ります。

○西村(直)委員 ただいま委員長から御発言のありました両法律案につきましては、討論を省略し、ただちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○奥村委員長代理 西村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○奥村委員長代理 異議ないようです。右両案については討論を省略し、これよりただちに採決に入ります。右両案に賛成の諸君の起立を願ひます。

○奥村委員長代理 高田富之君。ただいま議題となりまして、日本共産党は反対であります。これは農林委員会におきまして、実体法につきまして相当議論のあつたところによつて明らかとなり、わが国の養蚕業というものは、零細な農家による特殊な生産の形態をとつておりまして、その生産コストを常に不当に割るような価格がつけられるのが通例であります。また製糸業におきまして、中小製糸業者が相当多数であり、今日その生産の形態、労働条件等におきまして、国際的にもまれに見る原始的な形態にある特殊な企業であります。従つてこの企業は相当の保護育成

すが、これは漸く将来買い上げるといふことの希望をつけてこれに賛成いたします。

○奥村委員長代理 御異議ないようでありますから、さう決定いたします。

○奥村委員長代理 異議ないようです。右両案については討論を省略し、これよりただちに採決に入ります。右両案に賛成の諸君の起立を願ひます。

策をとらなければ、適正な労賃並びに利潤を保障することはできない性質のものであります。しかもわが国の生糸は、世界的にも独占的な商品でありまして、他に追従を許さない商品であります。従つてもしこれが自然の貿易関係にゆだねられるならば、相当の高価格がおのずから成立できる要素を持つております。今これに対して相当の保護育成政策を政府がとるならば、かなりの程度において引合ふところの、わが国としては唯一の貴重な産業であります。しかるに最近におきまして、たまたま糸価が高騰したというこのために、購買者たる外国の方から高過ぎるじやないかというようなことを言われまして、これによつて糸価の高騰を押えんとするがごとき傾向にあります。これは、先般の國際絹業會議の勧告を見ても明らかな通りであります。このようなことでは、せつかくわが国において唯一の外貨獲得のための独占商品である蚕糸業に対して、非常な國際的な圧力を受け、その結果依然として農家並びに中小製糸業者及びそれに雇われてゐる労働者が、不当な圧迫をこうむるといふことになるのであります。まことにこれは不都合なものでありますといわざるを得ないのであります。ことに最近におきましては、綿花の輸入等においても、相当の高い価格で綿花を輸入しております。繊維製品につきましては、綿が中心になりまして、価格の変動があります。綿花が高いときには、わが国の生糸も相当高いのが当然であります。従つてわれわれは、一方買方の方の綿花は野放しに高いものを買われ、売る方の生糸は、不当なところに押えられるというところから

出て来た本法案は、そも／＼のねらいがそこにあるということが明確である以上、われ／＼はかかる立場に対しては、徹底的に反対しなければなりません。そして、糸価の暴落のときに、これを保護的な立場から安定させるということは、むろん必要であります。それは生産費を厳密に計算いたしまして、適当な利潤を保障する、最低価格を保障するというところで足るわけでありまして、今回のねらいは、むしろそうではなく、高騰を押えろということにありまして、はなはだこれは不当なものであることは明らかであります。以上の理由で、わが党はこの糸価安定特別会計法案には反対であります。それから国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、これにつきましても反対であります。

得ないのであります。○農村委員長代理 八百板正君。○八百板委員 私はただいま議題となつておりまする両法案に対して反対するものであります。反対の理由につきましても、先ほど反対の意見として述べられた点に、やや通ずるものがあるものであります。が、まず第一に糸価安定に關しては、事実上かんじんな繭価の安定についての考慮が払われておられないという点に、賛成することができないわけでありまして、事実上、中小製糸家の保護を、これによつて達成することはできないという点で、賛成することはできないわけでありまして、次に退職金に關する点につきましても、これはまたこの前提となつたところの定員法、首切りそのものに対して、われ／＼は賛成することができなないのであります。これを定めたところの本法案に對しましては、賛成いたしたくないわけでありまして、以上簡単に反対の理由を述べまして、日本社会党二十三控室の意見を述べた次第であります。○農村委員長代理 討論は終局いたしました。

これより右両案の一括議題として採決に入ります。右両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。○農村委員長代理 次に食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑を継続いたします。宮腰喜助君。○宮腰委員 ただいまの議題の問題について、一般會計から特別會計に赤字補填のために繰入れた事件がたび／＼あります。また本法案に關する繰入れの問題については、反対をするものではないかもしれませんが、食糧管理特別會計が一般會計から赤字補填に繰入れられてゐる事件については、われ／＼の前回の委員会でも問題になり、また決算委員会でもたび／＼指摘されてゐる点が多々あります。こういうような問題が今まで繰返されて参つたのであります。が、ことに公団の清算について、長官も御存じのように、十分な監督が行き届いてない点があるのであります。こういう問題に關しまして、今後この公団の清算について、監督は大蔵省の管財局で監督するものであるか。あるいはまた食糧庁長官の安孫子さんの方で監督するものであるか。その点を一応お聞きしたいと思ひます。○安孫子政府委員 公団の清算人につきましては、直接監督、直接の責任は大蔵大臣であります。従つて大蔵大臣の方から清算人が任命されて、清算事務に當つておるわけでありまして、○宮腰委員 これは名前を発表すると、本人の名譽にも關することでありまして、これは安孫子長官も御存じの事件でありまして、長官とも交渉した問題の事件ですが、本人はその後どういう始末をつけておられますか。あるいはまた解決の緒が見えておるかどう

か。その点をお伺いしたいと思ひます。○安孫子政府委員 ちよつとはつきりいたさなかつたのであります。が、どういふ問題でありましょうか。○宮腰委員 これはある大きな醸造会社の支払金について、食糧公団の方ではこの責任は自分の方にないのだ、従つてその酒造会社に責任があるのだという責任の転嫁のなすり合ひについて、長官並びに食糧公団と交渉しておつたてまつたについて、長官も御存じの点であります。この問題については、本委員会が氏名を発表することは避けたいと思ひますが、あの事件の内容としては、刑事事件にも相当する問題でもありますが、その問題をその後どういふに御処置願つたか。その点をお伺いたしたいと思ひます。○安孫子政府委員 私も想像にわたつてお話し上げますが、その問題はただいま公団の清算側と私の方とで、いろ／＼交渉いたしておりますが、まだはつきりした結論には到達しておらないのであります。○宮腰委員 これは至急に解決をつけなければ、災いを将来に残すのでありますから、至急にその問題を片づけていただくなければ、私は監督官であつたところの長官も、監督不十分の責任を負わなければならぬじやないかという疑問を持つて参ります。ぜひ至急にその問題を片づけていただきたい。それからその後麻袋等について特別な法人をつぐつて、何らか商売をやるという計画をされておるということ、あるところから聞いておりますが、そういうような輸入米の麻袋の会

社について、長官の御存じになつてい
る範圍を伺つておきたいと思ひます。
○安孫子政府委員 前段の問題につき
ましては、至急に解決いたしたいと思
ひます。

麻袋の会社をつくるという話は私は
承知いたしております。ただどうい
う事情はございませう。麻袋が相当逼迫
をいたしております。食糧の需給上
麻袋の操作というものは大きな意味を
持つておりますので、これは政府が一
手に持つてゐる形になつております。

それが政府が一手に一々処置をいたし
ますことは、いろいろできません事情
もありますので、協議会をつくりまし
て、そこで大体全般の動かし方につ
いて計画を立てて、実行いたしておる
というものはございませう。会社の問題は
存じませう。

○八百板委員 食糧管理特別会計の歳
入不足を補てんするための一般会計か
ら繰入金に關する法律の一部を改
正する法律案につきまして、ちよつと
お尋ねいたしたいと思ひますが、大
政府は食糧特別会計というものを将来
どうするお考えですか。

○安孫子政府委員 それは結局食糧政
策に關する基本問題にからんで来る問
題であります。先般の政府声明で一応
見送りになりましたけれども、食糧需
給調節法というやうなものを策定いた
しますれば、食糧特別会計はやめまし
て、食糧需給調節特別会計というもの
に組みかえるという構想は、一時持つ
ておつたのであります。御承知のよう
に米穀法当時から、米穀需給調節特別
会計というものもありまして、ずっと
継続して、食糧管理法になりましてか
ら、食糧管理需給調節特別会計という

ようにかわつて来たわけでありませう。
今後手放しの食糧政策というものは、
おそろくあり得ないだらう。少く
とも需給調整のところまでは行くの
だらう。そういったしますれば、この会
計は需給調節特別会計というように、肩
がわりするのではないかとこのように
考へております。

○八百板委員 それからこの際ちよつ
と承つておきたいのですが、米価はい
つごろどんなふうになる方針です
か。

○安孫子政府委員 大体今月末に、先
ほど米価をきめます際に、想定米価と
して発表いたしております七千三百円
という線を、ぜひ実現したいというこ
とで進んでおります。

○八百板委員 もし今日伝えられるよ
うに、七千三百円の線がパリタイ指数
の変化等によつて保持されずして、万
一これより下まわる価格で定められる
場合には、この七千三百円に基いてき
められた消費者価格による配給が行わ
れておることは、承知しておるのであ
りますが、その消費者の負担として、
すでに支払われておる分は、食糧会計
の上でどういふふうに取り扱われるわ
けですか。

○安孫子政府委員 七千三百円は、実
質的にぜひ実現をいたしたいと思つて
おりますので、ただいまのところ七千
三百円を割つた場合の差益を、現在の
消費者価格の引下げというものに使う
か、どうするかという点につきまして
は考へておりません。七千三百円を相
当割りしますれば、筋合ひとしては消費
者価格を引下げるといふ方に、使うべ
きものだらうと思ひます。しかしなが
ら生産者価格は、大抵現在の情勢から

いたしまして、七千三百円をぜひ確保
いたしたいというふうに考へておりま
す。

○八百板委員 消費者価格が引下げら
れた場合に、すでに支払われておる消
費者負担分を、食糧会計の中でどつち
に持つて行くかというふうな点につ
いて、この際考へ方をちよつと聞かして
おいていただきたいと思ひます。

○安孫子政府委員 過去における問題
でなく、その分も見込みまして、将来
における消費者価格というものを算定
し、消費者価格をきめて行くというこ
とにならうかと思ひます。

○西村(直)委員 動議を提出します。
ただいま議題となりました食糧管理特
別会計の歳入不足を補てんするための
一般会計から繰入金に關する法律
の一部を改正する法律案につきまして
は、質疑も尽きたと思ひますので、
質疑打ち切りの動議を提出いたします。

○奥村委員長代理 ただいまの西村君
の動議のごとく決定するに御異議あり
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥村委員長代理 御異議がないよう
ですから、さう決定いたします。

食糧管理特別会計の歳入不足を補て
んするための一般会計から繰入金
に關する法律の一部を改正する法律案
を議題として討論に入ります。討論は
通告順にいたします。岡良一君。

○岡(良)委員 ただいま御提出の法律
案に対して、日本社会党の立場から反
對をいたします。

反對の理由は、必ずしも不足補填を
インデントリー・ファイナンスより
する繰入れによつてまかなうことに、
反對をするのではないのであります

が、一般会計から繰入れに對して
反對をいたすのであります。国民の血
税を大宗とするところの一般会計か
ら、この特別会計の歳入不足の補填の
ための資金操作をするということに對
しては、むしろかかると考へるより
も、われわれは日本銀行なり運用部資
金なりからの借入金をもつて、この資
金操作をするのが妥当であらうと考へ
られます。かつはまたそれほどの
余裕金があるならば、むしろそれをも
つて政府の公共投資なり、減税その他
の措置に充つべきが至当と考へるので
あります。かかる事情から一般会計
より繰入れに對して、日本社
会党は反對の意思を表示する次第であ
ります。

○奥村委員長代理 高田富之君。

○高田(富)委員 日本共産党は本法案
に反對するものであります。

この食糧会計の運用等につきまして
は、本委員会あるいは農林委員会にお
きまして、わが党からもまたその他の
委員諸君からも、内容のより詳細なる
説明を求めたにもかかわらず、なお十
分納得するに至つていない点が多々あ
るようであります。特に中間経費につ
きましては、倉庫料、運搬料、業者の
マージンその他につきまして、特に日
通に支払う運搬費等の問題につきまし
ては、なお多大の疑問点があるのであ
ります。本来これらの点を相当合理的
に明瞭に運用するならば、まだ中間
経費を相当圧縮することも可能であら
うということは、一般に考へられてお
る通りであります。従つて私どもは、
安易にこつこつな赤字補填のため
に、国民の血税をつぎ込むというやり
方に対しては、反對せざるを得ませ

ん。特に今回のごとく政府の食糧政策
が、非常に大きく絶えず動搖を続ける
状態のもとにおきまして、本年度の食
糧の供出量につきましては、まったく
見通しは困難といわざるを得ません。
このように食糧政策の根本が大きく動
揺しておる中にありまして、これを
金額の上で計算をするバランス・シ
ートをつくるというやうなことは、不
可能といわざるを得ません。しかるに
今日こつこつに繰入れをやるという
やうなことは、まったく矛盾撞着し
ておるといわざるを得ないのであり
ます。従つてわが党は本法案に反對であ
ります。

○奥村委員長代理 八百板正君。

○八百板委員 一般会計から繰入れる
というインデントリー・ファイナ
ンスの操作そのものに對して、われ
は賛成することができないのでありま
す。次に食糧特別会計そのものが、食
糧政策について何ら一貫した政策が政
府のもとに樹立せられておらない。こ
の場合において、このような繰入れを
行うというに對して、これまた賛
成できないわけでありませう。
以上の理由によつて、日本社会党第
二十三控室を代表して、本法案に反對
いたします。

○奥村委員長代理 討論は終局いた
しました。

これより右案を議題として採決に入
ります。右案を原案の通り可決するに
賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○奥村委員長代理 起立多数。よつて
本法案は原案の通り可決いたしました。
なお以上五法案の報告書の作成及び
提出手続等につきましては、委員長に

御一任願いたいと存じます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時二十九分散会

〔参 照〕

日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

学校及び保育所の給食の用に供する

ミルク等の譲与並びにこれに伴う財

政措置に関する法律案(内閣提出)に

関する報告書

糸価安定特別会計法案(内閣提出)に

関する報告書

国家公務員等に対する退職手当の臨

時措置に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出)に関する報告

書

食糧管理特別会計の歳入不足を補て

んするための一般会計から繰入

金に関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月二十八日印刷

昭和二十六年十一月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所